

五島市地域クラブ認定制度

五島市地域部活動検討委員会

市内中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒のニーズに応じた部活動運営に困難な状況がでてきている。

五島市地域部活動検討委員会（以下、検討委員会とする）では、五島市内の中学校に在籍する生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動が展開できる「地域クラブ」を支援することを目的として認定制度を策定する。

1 目的

五島市内の中学校に在籍する生徒のスポーツ・文化における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、五島市モデルによる地域クラブ(以下「地域クラブ」という)の設立・運営を支援し、持続可能なスポーツ・文化活動の実現を図る。

2 地域クラブ認定規定

- (1) 運営主体は、多様なものが想定され、協会型・保護者会型・地域団体型などが考えられる。実施主体は、五島市内の生徒を中心に構成された地域クラブである。
- (2) 認定期間は原則1年間（年度更新制）とする。
- (3) 活動拠点は原則として五島市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (4) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (5) 継続的なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (6) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ① 目的が記載されていること。
 - ② 入退会について記載されていること。
 - ③ 会費及び指導料について記載されていること。
 - ④ クラブ役員等を置くことが記載されていること。
ア 代表 イ 副代表 ウ 会計 エ 監査 等
 - ⑤ 総会について記載され、会計監査が適正に行われること。
 - ⑥ 生徒の活動内容や活動実績等について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (7) 検討委員会が主催する指導者研修を受講し検討委員会に指導者として登録され、大会等の参加に必要な資格を有している指導者が運営に携わること。

3 クラブの活動方針や指導方針に関すること

- (1) 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- (2) 体罰や暴言等、生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- (3) 五島市部活動ガイドラインに沿った活動及び活動時間等を設定すること。

- (4) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

4 認定申請手続き

地域クラブ代表者は、検討委員会に「五島市地域クラブ認定申請書（様式1）」及び「五島市地域クラブ認定規定確認書（様式2）」を提出する。検討委員会は、地域クラブからの申請を受け、結果について地域クラブ代表者に通知する（様式1）。

長崎県中学校総合体育大会・新人大会への参加に関する申請については長崎県中学校体育連盟HPから地域クラブ代表者が指示に従って、期日までに申請する。

5 認定された地域クラブへの助成について

(1) 大会等派遣費について

- ① 日本・九州・長崎県中学校体育連盟主催大会出場にかかる派遣費
- ② 県中総体及び県新人大会につながる予選会出場にかかる交通費
- ③ NHK 主催の全国音楽コンクール長崎県・九州・全国大会出場にかかる派遣費
- ④ 全国・九州・長崎県吹奏楽連盟主催の吹奏楽コンクール出場にかかる派遣費

(2) 事業活動費補助金

年度初めに中学校部活動が市から交付されている補助金と同程度の補助を行う。
この補助金は、活動が完全に地域へ移行したクラブに対して助成する。

(3) 指導者資格取得にかかる補助

地域クラブ指導活動を行う前提で、指導者資格を新規で取得する場合、費用の一部補助を行う。

(4) 手続き

(1)・(2)・(3) について、運動部はスポーツ振興課に対して行い、文化部は教育総務課（生涯学習推進班）に対して行う。

6 五島市地域クラブ認定の取消しについて

認定した地域クラブにおいて、上記1～3の内容に違反する行為または、不適切な運営・指導があった場合は、検討委員会では対応を検討する。

附則

- ・この認定制度は、令和6年5月17日から施行する。
- ・令和6年10月16日一部改正【5(2)、(4)】

(様式1)

五島市地域クラブ認定申請書

1	団体・クラブ名	
2	代表者名	
3	チーム連絡先	
4	チーム所在地	
5	活動種目名	
6	指導者(資格)	
7	活動拠点(施設名)	
8	募集対象	
9	活動時間(平日) 活動時間(休日)	
10	月謝、用具費用などの保護者負担費	

様式2の五島市地域クラブ認定規定確認済み。

※上記の内容等に偽りや、認定規定の違反等により、認定を取り消された場合等に対して、異議申立てを一切行わないことを了承する。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ (自署)

※以下、検討委員会が記入

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで
_____を五島市地域部活動検討委員会の公認団体として認定
する。

令和 年 月 日

五島市地域部活動検討委員会 委員長 _____ 印

(様式1)

五島市地域クラブ認定申請書 (記入例)

1	団体・クラブ名	五島市バスケットボール協会「GDF」
2	代表者名	七岳 一郎
3	チーム連絡先	090-0000-0000
4	チーム所在地	五島市0000
5	活動種目名	バスケットボール競技
6	指導者 (資格)	① 箕岳 花子 (日本バスケットボール協会公認D級コーチ) ② 只狩 富雄 (日本バスケットボール協会公認D級コーチ) ③ 城岳 悠岐 (日本バスケットボール協会公認E級コーチ)
7	活動拠点 (施設名)	富江中体育館、岐宿中体育館、中央公園市民体育館 等
8	募集対象	中学生男女
9	活動時間 (平日) 活動時間 (休日)	平日 (火・木) 18:00~20:00 休日 (土・日) 9:00~12:00
10	月謝、用具費用などの保護者負担費	月謝 3000円

様式2の五島市地域クラブ認定規定確認済み。

※上記の内容等に偽りや、認定規定の違反等により、認定を取り消された場合等に対して、異議申立てを一切行わないことを了承する。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

※以下、検討委員会が記入

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで
_____を五島市地域部活動検討委員会の公認団体として認定
する。

令和 年 月 日

五島市地域部活動検討委員会 委員長 _____ 印

(様式2)

五島市地域クラブ認定規定確認書

下記の認定規定の左側□に☑を入れてください。

クラブの組織に関すること

- 五島市内の生徒が参加できるクラブであること。
- 活動拠点は原則として五島市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- 営利目的を主とした運営でないこと。
- 継続的なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ・目的が記載されていること。
 - ・入退会について記載されていること。
 - ・会費や指導料について記載されていること。
 - ・クラブ役員等を置くことが記載されていること。
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監査 等
 - ・総会について記載され、会計監査を適正に行うこと。
 - ・生徒の活動内容や活動実績等について、その生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 検討委員会が主催する指導者研修を受講し検討委員会に指導者として登録され、大会等の参加に必要な資格を有している指導者が運営に携わること。

クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- 体罰や暴言等の、生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- 五島市部活動ガイドラインに沿った活動及び活動時間を設定すること。
- 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。

※以上の条件を満たし、認定クラブとして申請様式1に添えて提出いたします。

※クラブの規約・組織・活動計画・予算についての資料について提出いたします。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ (自署)